

●日本育英会が学資の貸与を行う場合の認定の基準及び方法に関する省令 抄

(昭和五十九年八月七日)

(文部省令第四十号)

改正 平成四年四月二三日文部省令第二一号

同六年七月一日同第三〇号

同七年三月三十一日同第一四号

同八年六月一二日同第二四号

同一〇年一月一七日同第三八号

同一一年四月三〇日同第二八号

同一二年三月三十一日同第四〇号

同一二年一〇月三十一日同第五三号

同一三年三月三〇日文部科学省令第五二号

廃止 同一六年三月三十一日同第二三号

[独立行政法人日本学生支援機構に関する省令(平成十六年文部科学省令第二十三号)

附則第四条第一項の規定により、なおその効力を有するとされる。]

日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)第二十二條第二項、第三項及び第五項の規定に基づき、日本育英会が学資の貸与を行う場合の認定の基準及び方法に関する省令を次のように定める。

日本育英会が学資の貸与を行う場合の認定の基準及び方法に関する省令

(趣旨)

第一条 日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号。以下「法」という。)第二十二條の規定により日本育英会(以下「育英会」という。)が学資の貸与を行う場合の認定の基準及び方法は、この省令の定めるところによる。

(認定のための選考)

第二条 前条の認定は、育英会が選考により行うものとする。

(選考の基準及び方法)

第三条 法第二十二條第一項の第一種学資金(以下「第一種学資金」という。)の貸与を受ける者に係る選考は、次の各号の一に該当する者について行うものとする。

一 高等学校(中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。)又は専修学校の高等課程に入学したとき第一種学資金の貸与を受けようとする中学校(中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。以下同じ。)の生徒で、当該中学校の校長の推薦を受けたもの

二 高等専門学校に入学したとき第一種学資金の貸与を受けようとする中学校の生徒で、当該中学校の校長の推薦を受けたもの

三 大学又は専修学校の専門課程に入学したとき第一種学資金の貸与を受けようとする者で、高等学校若しくは専修学校の高等課程の生徒若しくは高等学校若しくは専修学校の高等課程を卒業した者のうち当該学校の校長の推薦を受けたもの又

は大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）第八条第一項に規定する資格検定合格者若しくは同条第二項に規定する資格検定科目合格者で育英会の定める基準に該当するもの（以下「資格検定合格者等」という。）

四 大学院に入学したとき第一種学資金の貸与を受けようとする大学の学生で、入学しようとする大学院を置く大学の学長の推薦を受けたもの

五 高等学校、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者で、当該学校の校長又は学長（大学院については、当該大学院を置く大学の学長。次条及び第五条において同じ。）の推薦を受けたもの

2 前項の選考は、次に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 中学校、高等学校、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学習成績（資格検定合格者等については、大学入学資格検定合格成績又は大学入学資格検定科目合格成績）、育英会の定めるところにより行う面接による評価の記録その他必要な資料（前項第四号及び第五号に該当する者については、育英会の定める資料）に基づき、学力及び資質を総合的に判定する方法により、特に優れていると認められること。

二 高等学校、高等専門学校、大学又は専修学校の高等課程若しくは専門課程において第一種学資金の貸与を受ける者については、その者の生計を維持する者の収入に関する資料に基づき、その収入の年額が、育英会の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、著しく修学に困難があると認められること。

三 大学院において第一種学資金の貸与を受ける者については、その者（配偶者があるときは、その者及びその配偶者をいう。以下この号、次条第二項第三号及び第五条第二項第三号において同じ。）の生計に関する資料に基づき、その者の収入の年額が、育英会の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、著しく修学に困難があると認められること。

（平四文令二一・平六文令三〇・平七文令一四・平一〇文令三八・平一一文令二八・平一二文令四〇・一部改正）

第六条 第三条第一項、第四条第一項及び前条第一項に規定する推薦の基準は、育英会が定める。

（平一一文令二八・一部改正）

（雑則）

第七条 この省令に規定するもののほか、この省令を実施するため必要な事項は、育英会が定める。

2 育英会は、第三条第一項第三号及び第二項、第四条第二項、第五条第二項並びに前条の規定に基づき、必要な事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

（平一一文令二八・平一二文令五三・一部改正）

附 則

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十九年四月一日から適用する。

2 日本育英会が特別貸与を行う場合の認定方法に関する省令（昭和三十三年文部省令第十七号）は、廃止する。

附 則 （平成四年四月二三日文部省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成六年七月一日文部省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の日本育英会が学資の貸与を行う場合の認定の基準及び方法に関する省令の規定は、平成六年四月一日から適用する。

附 則 （平成七年三月三十一日文部省令第一四号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一〇年十一月一七日文部省令第三八号） 抄

1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成一一年四月三〇日文部省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十二年四月一日以降大学、大学院の修士課程又は専修学校の専門課程に入学する者に係る選考から適用する。

附 則 （平成一二年三月三十一日文部省令第四〇号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一二年一〇月三十一日文部省令第五三号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

〇独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（抄）

（平成十六年三月三十一日）

（文部科学省令第二十三号）

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第七条から第九条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

（業務の特例に関する経過措置）

第四条 法附則第十四条第一項の規定により機構が行う業務については、旧認定省令

（附則第七条の規定による廃止前の日本育英会が学資の貸与を行う場合の認定の基準及び方法に関する省令（昭和三十九年文部省令第四十号）をいう。以下同じ。）

第一条から第三条まで、第六条及び第七条並びに旧課程省令（附則第七条の規定による廃止前の日本育英会が専修学校に在学する者に対し学資の貸与を行う場合の当該者の在学する専修学校の課程を定める省令（昭和三十九年文部省令第四十四号）をいう。以下同じ。）の規定は、次条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

この場合において、旧認定省令第一条中「日本育英会法（昭和三十九年法律第六十四号）」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）」

と、「第二十二條」とあるのは「附則第十四條第二項の規定によりなお効力を有するとされる日本育英會法（昭和五十九年法律第六十四号）第二十二條」と、「日本育英會（以下「育英會」とあるのは「獨立行政法人日本學生支援機構（以下「機構」と、第二條中「育英會」とあるのは「機構」と、第三條第一項中「法第二十二條第一項」とあるのは「法附則第十四條第一項」と、同條第二項、第六條及び第七條中「育英會」とあるのは「機構」と、旧課程省令中「日本育英會法施行令（昭和五十九年政令第二百五十三号）」とあるのは「獨立行政法人日本學生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）附則第十一條第一項の規定によりなおその効力を有するとされる日本育英會法施行令（昭和五十九年政令第二百五十三号）」と、「高等課程及び専門課程」とあるのは「高等課程」とする。

（日本育英會が学資の貸与を行う場合の認定の基準及び方法に関する省令等の廃止）

第七條 次に掲げる省令は、廃止する。

- 一 日本育英會が学資の貸与を行う場合の認定の基準及び方法に関する省令